

届出とは

地区計画は、個々の開発や建築行為を規制・誘導することで実現されます。そこで、この区域内では【届出】の必要な行為を定め、事前に届出書を提出していただき、届出された計画が地区計画の内容に沿っているか審査するものです。

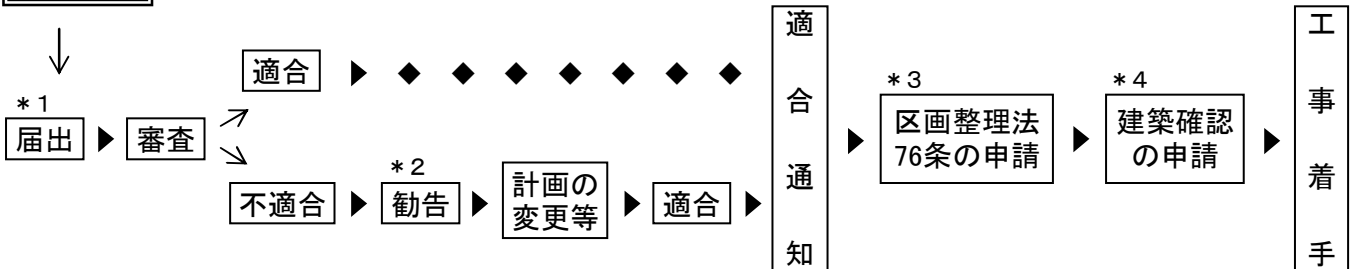
届出の必要な行為

南上原地区地区計画の区域内で届出の必要な行為は、次のような場合です。

- (1) 土地の区画形質を変更する場合
- (2) 建築物の建築や、工作物を建設する場合
- (3) 建築物の用途の変更を行う場合
- (4) 建築物等の形態または意匠を変更する場合。

	図面	縮尺	備考
①	届出書	—	別紙様式
②	位置図	—	南上原地区土地区画整理事業図を使用 (位置をマーカ一等で記す)
③	配置図	1/100以上 * 1/200以上でも可	敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面
④	求積図	1/50以上 * 1/100以上でも可	建築確認に使用する図面と同等なもの
⑤	平面図	同上	壁面(外面)線の位置を表示したもので、建築物にあつては各階
⑥	立面図	同上	立面は四面とし、外壁の色彩等を表示
⑦	断面図	同上	二面以上の断面で、道路・敷地・隣地・さく等の高さを表示
⑧	その他、必要と認める書類・図面(委任状、仮換地通知書・仮換地指定図、造成計画図など)		

事前相談



- * 1 — 区画整理法76条申請、建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに届出をします。
(A-4製本、2部)
また届出に係る事項を変更する場合も、変更に係る行為の着手30日前までに変更届をします。
- * 2 — 届出された計画が地区計画の内容にそぐわない場合、変更するよう勧告をします。
- * 3 — 換地処分が完了するまで、都市計画課への許可申請が必要です。
- * 4 — 建築確認申請が必要な場合に行います。